

4月定期総会 会議録

会議の開催日時 令和7年4月11日（金）13時30分 ～ 16時00分

会議の開催場所 彦根市役所 5階 第2・3委員会室

会議の内容

- 議第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
- 議第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請
- 議第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
- 議第18号 農地への原状回復を求めないことについて
- 議第19号 非農地判断の可否の決定について
- 議第20号 土地改良法第3条第1項第2号の規定による申出について

出席農業委員は下記のとおり

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 大西 太郎 | 11 澤田 勘一(副会長) |
| 2 辻 宏(Bブロック長) | 12 中川 嘉和 |
| 3 田中 金二(会長) | 13 辻野 久和(Aブロック長) |
| 4 高田 克己 | 14 田附 隆司 |
| 5 吉岡 巳津夫 | 15 林 敏 |
| 6 北村 文尾 | 16 濱村 功 |
| 7 伴 孝子(副会長) | 17 疋田 菜穂子 |
| 8 北川 悟 | 18 西川 末美 |
| 9 小林 爲夫 | 19 月田 晴男 |
| 10 松宮 秀治(Cブロック長) | |

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおり。

- | | | | |
|----------|----------|----------|---------|
| 10 田口 友朗 | 11 西澤 育男 | 14 横山 信人 | 15 瀧 仁司 |
| 17 服部 茂樹 | 18 木村 正彦 | 19 前田 善隆 | |

会議に出席した事務局員は下記のとおり。

局長 林 達也 副主幹兼係長 若園 基史 副主査 八木 貴大

当日の記録係

副主幹兼係長 若園 基史

○ 議長（田中 金二）

ただいまから4月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところご出席いただ

きましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

(会長挨拶)

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

2 1 小林 昇

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の

1 0 田口 友朗 1 1 西澤 育男 1 4 横山 信人 1 5 瀧 仁司
1 7 服部 茂樹 1 8 木村 正彦 1 9 前田 善隆

に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。8 番 北川 悟 委員、9 番 小林 爲夫にお願いいたします。

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

(会長経過報告)

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を、4 月 4 日に実施しておりますので、立会報告をお願いいたします。

○ 田附 隆司 委員
(現地調査立会報告)

○ 議長(田中 金二)

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いします。

○ 事務局(若園 副主幹兼係長)
議第 1 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請
議第 1 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請

- 議第 17 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請
- 議第 18 号 農地への原状回復を求めないことについて
- 議第 19 号 非農地判断の可否の決定について
- 議第 20 号 土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申出について

○ 議長（田中 金二）

【3 条申請審議】

それでは、議第 15 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹兼係長）

3 条 1 番案件

申請地は、市街化の農地です。場所は、犬上川にかかる宇尾大橋から約 100m 東に位置します。

譲渡人は、兵庫県尼崎市在住で遠方のため自ら管理することが難しいと思っていたところ、この度、申請地で既に 10 年程前から耕作している譲受人と売買の話がまとまりました。

譲受人は小型耕運機を保有し、現地の畑も堆肥が置いてあるなど実際に耕作されている状況も確認しております。自宅からも自転車で 15 分程度と常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われれます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、木村 正彦 推進委員、吉岡 巳津夫 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 木村 正彦 推進委員

これまでも適切に管理されている。特に問題ありません。

○ 吉岡 巳津夫委員

現地にはミカンも植えており適切に管理されている。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、2番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹兼係長）

3条2番案件につきまして、説明させていただきます。

3条 2番案件

申請地は、農業振興地域外、市街化調整区域の農地です。申請地のそれぞれの場所は、笹尾集落内に位置する農地になります。

譲渡人は愛知県在住で遠方のため自ら管理することが難しいと思っていたところ、この度、神奈川県鎌倉市在住の譲受人との間で売買する話がまとまりました。

譲渡人は県外在住しているものの元々住んでおられた笹尾に対しての思い入れが強く、笹尾集落の環境を適切に維持してくれる方を探しておられました。

譲受人の先祖は江戸時代から譲受人の祖父母の代まで笹尾に住み田畑で耕作をされていましたが、親の代から県外へ移り住み生活されておりました。譲渡人から話を聞く中で自身のルーツでもある笹尾の環境維持、発展に少しでも貢献したいと思うようになり、この度、農地の購入を決められました。

農業用機械については、所有の脱穀機があり、その他農機具は集落の方から借用する予定です。譲受人は、これまでも頻繁に笹尾に通われて畑を集落の方と共同作業で耕作されてお常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、横山 信人 推進委員、松宮 秀治 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 横山 信人 推進委員

譲受人は鎌倉から都度帰省して耕作されている。特に問題ありません。

○ 松宮 秀治 委員

譲受人からは笹尾集落の環境を守りたいとの想いを伺っている。特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、3番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹兼係長）

3条 3番案件

3番案件申請地について、地番●●のみ農業振興地域内、農用地域内、青地の農地。それ以外の筆は、農用地域外、白地になります。場所は、下稲葉町集落の周囲半径100m以内に位置します。

譲渡人と譲受人とは同居している親子であり、譲渡人の父親が高齢となり農作業が難しくなってきたため、代わりに息子である譲受人が農作業の中心を担うこととなり、併せて農地の移転も贈与で行う話がまとまりました。

譲受人は、既に田植え機、コンバイン等を所有し、3年程前から農作業の手伝いもされていることから常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、田口 友朗 推進委員、田附 隆司 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 田口 友朗 推進委員

申請者が作業の依頼しているのは、下稲葉町の山本 寿也さん。適切に管理されている。

○ 田附 隆司 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【4条申請審議】

続きまして、議第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

4条 1番案件

転用目的は農業用施設用地です。

申請人は耕作面積が50haを越える認定農業者で、申請地周辺の耕作をされています。しかし事務所の薩摩町から農業機器や資材を都度移動させるのは非効率的であることから、中間地点として、所有する申請地を農業用施設用地として利用したいと申請されたものです。

申請地は、稲枝北小学校の前の道である市道石寺・上西川線を稲枝北小学校から北に50mほどの道沿いにある、市街化調整区域、農業振興地域内農用地区域外、いわゆる白地の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、申請地は周囲に住宅が連たんする集落内となりますので、第3種農地と判定でき、原則転用は可能となります。

隣接農地はすべて耕作をされておらず、申請地も含め防草シートが敷かれています。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、道路面まで造成を実施し、砂利敷きの露天資材置場として利用されます。

周辺農地への被害防除措置等について、造成地の末端は境界から10cmほど下がって法面処理をされます。念のための雨水排水対策として境界付近に土水路を設け、隣接地に農地はありませんので、特に問題はありません。

転用目的実現の確実性については、すべて自費施工されますので特に問題ありません。南部土地改良区の意見書の添付を確認しておりますほか、各種必要な書類の添付もいただいています。このため一般基準についても問題無いものと思われれます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、中川 嘉和 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 中川 嘉和 委員

申請地の周囲の農地は耕作されておらず、申請地が転用されても特段問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、2番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

4条 2番案件

転用目的は宅地です。今般、申請者が自身の財産整理をしていたところ、先代が農家住宅の倉庫を建築した申請地について、農地転用許可が取れていないことが判明したため、申請されたものです。

申請地は肥田町の集落内、肥田町から愛荘町へ抜けることのできる市道肥田愛知川線沿いにあり、市街化調整区域、農業振興地域内農用地区域外、いわゆる白地の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅が連たんするエリアとなりますので、第3種農地と判定でき、原則転用は可能となります。

一般基準について説明をさせていただきます。利用計画としましては、今後も現況のまま倉庫として利用したいとのことです。なお、この倉庫については、昭和52年12月14日の建築確認がとれており、昭和後半の建築物に多い、農地転用許可だけとれていなかったようです。固定資産税も宅地で課税されています。

周辺農地への被害防除措置等につきましては、隣接農地はありませんので、特に問題はありません。土地改良区さんの受益地外であることを確認しておりますほか、各種必要な書類の添付もいただいています。

また、顛末書の添付もいただいております、今後農地法の規定を遵守する旨お約束をいただいております。このため一般基準についても問題無いものと思われれます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、瀧 仁司 推進委員、辻野 久和 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 瀧 仁司 推進委員

特に問題ありません。

○ 辻野 久和 委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【5条申請審議】

続きまして、

議第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5条 1番案件

1番案件です。本件は顛末案件です。また、先ほど3条許可の2番案件と関連します。転用目的は宅地で、売買による所有権の移転を伴います。

譲渡人は笹尾町で生まれ育ったとのことですが、現在は愛知県にお住まいです。先日独居されていたお母様を愛知に引き取ったことで笹尾町内の土地家屋の引き取り先を探しておられました。一方で、譲受人は、お祖父様がお住まいだった土地家屋が●●の隣にあり、笹尾町の集落を守っていきたいという思いから引き取りに同意され、今回の申請に至ったものです。

申請地は笹尾町の集落内にある、市街化調整区域、農業振興地域外の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅が連たんする集落内となりますので、第3種農地と判定でき、原則転用は可能となります。

現在、申請地は更地ですが、以前には基礎が残っているところに車庫があり、シートの部分は以前畑地の部分もあったようです。右端に見切れているのが譲受人お持ちの住宅です。

一般基準の説明をさせていただきます。転用目的はいずれも宅地としていますが、●●については、このまま駐車場や裏山の木を切ったり、農作業の機器を置いたり、現況のまま作業スペースのように使用される予定です。●●は転回スペース用に現況のままにしておくとのことです。周辺農地への被害防除措置等につきましては、隣接

農地はありません。

土地改良区の受益地外であるほか、各種必要な書類の添付もいただいています。
顛末書につきましては、譲渡人からご提出いただき今後農地法を遵守する旨お約束を
いただいています。このため一般基準についても問題無いものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、横山 信人 推進委員、 松宮 秀治 委員、何かコメン
トがあればお願いします。

○ 横山 信人 推進委員

特に問題ありません。

○ 松宮 秀治 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、2 番目の
案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5 条 2 番案件

転用目的は専用住宅敷地、売買による所有権の移転を伴います。

譲受人は、家族が増え自宅アパートが手狭になり、一戸建て適地を探していたところ、農地を手放したいと考えていた譲渡人と売買の話がまとまったため、申請に至りました。

申請地は旧の県道 2 号線巡礼街道沿い、現在の日夏公民館の 2 件南側にある、市街化調整区域内、農業振興地域内、農用地区域外、いわゆる白地の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅が連たんする集落内となりますので、第 3 種農地と判定でき、原則転用は可能となります。

一般基準についてご説明します。

利用計画につきましては、●●と申請地を一体的に住宅の敷地として使用されます。

周辺農地への被害防除措置等につきましては、隣接農地はありませんので特に問題はありません。半分ずつ出し合いの土水路が南側住宅との間に通っておりますが、話し合いにより、半分の大きさになって引き続き残ります。

転用計画実現の確実性について、工事一式の見積書および住宅ローンの事前審査結果をいただいております、金銭面でも問題はございません。

南部土地改良区さんの手続きは済まれているほか、各種必要な書類の添付もいただいております。

また、現地の転用が完了しているというわけではないですが、既に砂利敷きとなっていることから、顛末書の添付をいただいております、今後農地法を遵守する旨お約束をいただいております。このため一般基準についても問題無いものと思われれます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、前田 善隆 推進委員、 疋田 菜穂子 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 前田 善隆 推進委員

特に問題ありません。

○ 疋田 菜穂子 委員

隣地との境界も確認できており特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、3番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5条 3番案件

転用目的は自己用住宅、使用貸借権の設定となります。

借人、貸人は息子夫婦とお父さんという関係です。現在は実家と同居されていますが、家が手狭であることから、父親名義の申請地に自己用住宅を建築したいとして、今回の申請に至りました。

申請地は県道 20 号、愛知川彦根線と県道 2 号線、巡礼街道との交差する彦富町交差点から西に 500m ほど、彦富町の集落内にある、市街化調整区域、農業振興地域内農用地区域外、いわゆる白地の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅が連たんする集落内となりますので、第 3 種農地と判定でき、原則転用は可能となります。

利用計画につきましては、一体的に住宅の敷地として使用されます。

周辺農地への被害防除措置等につきましては、隣接農地は南側にありますが、貸人の土地となりますので特に問題はありません。

転用計画実現の確実性について、工事一式の見積書および住宅ローンの事前審査結果をいただいております、金銭面でも問題はございません。

愛西土地改良区の手続きは済まれているほか、各種必要な書類の添付もいただいております。

また、航空写真でもわかるとおり、現地には以前小規模な農小屋がありました。200 m²未満なので違反転用というわけではないですが、届出記録がなかったことから、顛末書の添付をいただいております、今後農地法を遵守する旨お約束をいただいております。このため一般基準についても問題無いものと思われれます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、西澤 育男 推進委員、大西 太郎 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 西澤 育男 推進委員

農地として利用するのは難しい現状。申請については特に問題ありません。

○ 大西 太郎 委員

事務局の説明のとおり、問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、4 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5条 4番案件

転用目的は一般住宅、使用貸借権の設定となります。

借人、貸人はお孫さんとお祖父さんという関係です。貸人は現在賃貸アパートにお住まいですが、子が生まれ手狭になってきたことから、経済的かつ祖父の生活の手助けにもなることから、祖父の敷地内である申請地に一般住宅を申請したいとして、今回の申請に至りました。

申請地は稲枝駅の西側、西肥田の交差点から県道稲枝沢沿いの 1km ほど、肥田町の集落内にある、市街化調整区域、農業振興地域内農用地区域外、いわゆる白地の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅が連たんする集落内となりますので、第 3 種農地と判定でき、原則転用は可能となります。

利用計画につきましては、申請地全体を住宅用の土地として利用されます。周辺農地への被害防除措置等につきましては、周囲を道路、里道、宅地に囲まれており、隣接農地はありませんので、特に問題はありません。

転用計画実現の確実性について、工事一式の見積書および住宅ローンの事前審査結果と通帳写しをいただいております、金銭面でも問題はございません。

他法令関係としてですが、本件については開発許可を要しないことを、都市計画課担当者に確認済みです。愛西土地改良区の受益地外であるほか、各種必要な書類の添付もいただいております。このため一般基準についても問題無いものと思われま

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、瀧 仁司 推進委員、辻野 久和 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 瀧 仁司 推進委員

特に問題ありません。

○ 辻野 久和 委員

以前は野菜を耕作されていたが現在は防草シートが敷かれています。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、5番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5条 5番案件

転用目的は資材置場・駐車場、賃貸借権の設定となります。

賃借人さんは塗装業を営まれています。事業拡大により本店所在地での資材保管が一杯になってきており、また受注業務の現場の半分以上が彦根市内であることから、彦根市の中央付近に拠点を設けることを検討されていたところ、縁のあった賃貸人との間で話がまとまったため、申請に至ったものです。

申請地は旧の巡礼街道、甘呂町東の交差点から南に300mほど、新旧の巡礼街道に挟まれた、市街化調整区域、農業振興地域内農用地区域外、いわゆる白地の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅が連たんする集落内となりますので、第3種農地と判定でき、原則転用は可能となります。

利用計画につきましては、先ほどのとおり、一部建物を解体し、一体的に資材置場および駐車場として利用されます。塗装業単独で仕事をされることはほとんどなく、複数の事業者と合同で動かれるため、そのための乗合場所としての駐車場。そして、塗装のペンキ等を置かれます。なお、使用済みペンキ缶については、残塗料の処理剤を施したのちに、漏れ出しが無いよう蓋つきのコンテナ内に集積し、一定数量が溜まれば廃棄物として処理業者に運搬するとのことでした。

周辺農地への被害防除措置等につきまして、造成は宅地側に合わせて実施されますので、法面を形成するような盛土とはなりません。雨水排水は地中浸透とされます。隣接の東および南の農地所有者について、造成計画はご説明済みです。

転用計画実現の確実性について、造成工事および解体工事の見積書と通帳写しをいただいております、すべて自己費用で実施されることを確認しており、問題はございません。南部土地改良区の手続きも済まれているほか、各種必要な書類の添付もいただいております。このため一般基準についても問題無いものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、前田 善隆 推進委員、 疋田 菜穂子 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 前田 善隆 推進委員

排水不良の田であり耕作が困難な農地。転用されても特段問題ありません。

○ 疋田 菜穂子 委員

長年空き家となり老朽化となっていた住宅を転用に併せて取り壊してもらえることは、倒壊の恐れがなくなり周囲の住民にとってもありがたい。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【農地への原状回復を求めないことについて】

続きまして、議第 18 号 農地への原状回復を求めないことについて、を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

転用目的は工事用車輛通路で、賃貸借による権利の設定を伴う一時転用です。当初許可および工期遅れによる 1 年間延長につき、許可期間は令和 4 年 4 月 19 日から今年度末である令和 8 年 3 月 31 日までとなっています。

本件は東海道新幹線上に新幹線敷設当初から存在する構造物の撤去と沿線の防音壁工事を実施するため、大型クレーンが搬入可能な道路を北端の県道から延々 1.2 km に渡って敷設されました。今現在、構造物の撤去は完了し、防音壁工事も概ね工事が完了している状況です。

一方で小野町自治会では集落内を貫く中山道の道幅が狭いにも関わらず交通量が非常に多いことに苦慮されており、かねてより集落外を通る道路の敷設を要望されておられました。それを受け、地元、●●、彦根市とで協議を重ねられ、今回の仮設道路を利用して道路を敷設する方向で動いています。そして、その道路敷設の一環として、昨年令和 6 年 2 月彦根市議会定例会の議案第 34 号の可決により、仮設道路のおおむね全てが彦根インター線という名で市道認定されました。

認定を担当している道路河川課によりますと、市道彦根インター線は、文字通り名神高速道路の彦根 IC 付近から原町の集落の西側、東海道新幹線の西側を経て、国道 8 号線付近へ至る予定となっており、今回工事用通路として造成した箇所ほぼ全部が重なるよう認定されています。本来であれば市としての事業化、用地買収、道路敷

設工事を経て道路認定となります。しかし市として事業化の目処が立っていない中、今回の一時転用部分を道路として残すため、変則的ではありますが、市として先行して市道認定を実施し、将来的に道路として整備することを担保したとのこと。

農地法としましては、市道認定がされようが、現時点では一時転用中の農地です。しかし、市道認定が市議会にて認められた以上、将来的に道路として整備される担保がされておりますので、許可条件を変更し、一時転用許可でなくすこと自体は可能となります。

また、「求めない」という表現についてですが、あえて農地に戻しても良いし、戻さなくても良いととれる表現にしています。それはなぜかといいますと、2か所は原状回復を実施するからです。

一つ目は南端部分の工事ヤードについては、クレーン設置や旋回のため、転用部分が大きくとられていますので、道路になる部分以外は原状回復されます。

二つ目は、この大きく膨らんでいる部分。ここは申請当初相続登記が未了であり、相続人全員の同意の取得が困難であったため、迂回して仮設道路が設置されました。道路は当然直線につけることとなりますので、迂回部分は農地に原状回復することになります。なお、●●としては直線化して引き渡す意向がありまして、土地所有者からの4条許可を取得し、工事を実施したいとのこと。

これら全体の動きについては、彦根市農業委員会としても類似の前例がないことから、滋賀県農業会議および滋賀県農政課の各担当にも相談を実施しましたところ、事例としては聞いたことが無いが、法的に特に問題はないとの回答が得られています。

以上から、本件について農地への原状回復を求めないものとしてよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、横山 信人 推進委員、 服部 茂樹 推進委員、 松宮 秀治 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 横山 信人 推進委員

道路をそのまま残してもらえることは、地元としてはありがたい話。

○服部 茂樹 推進委員

横山推進委員と同意見。

○松宮 秀治 委員

今後のことを考えると道路の管理責任者は誰になるのか明確にしておくとい。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては承認とします。

【非農地判断の可否の決定について】

続きまして、議第19号 非農地判断の可否の決定について、を議題として取り上げます。1番案件について事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

非農地 1番案件

申請地は笹尾町の集落周辺に点在している、市街化調整区域、農業振興地域外の農地です。

元々申請者の市川さんは笹尾町の出身ですが、現在は愛知県にお住まいです。近年、笹尾村にお住まいだったお母様を引き取られた後、残る土地家屋を整理していく中で、山林化している農地について相談があったところから、今回の非農地判断申請に至りました。農地判断が認められた後は、3条5条同様に、同じ笹尾町の出身の●●さんにお譲りされる予定です。

申請地について地元の方のお話では、畑部分については畑であった覚えが無く、記憶の限り山林であったように思うと。そして田については、1990年代あたりから高齢化により耕作者が不在となり、水路整備もできず、山に飲み込まれて行っているとのこと。山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であることが明らかであるため、非農地判断を行うことは可能と思われます。

なお、本件につきましては、先月3月25日開催の非農地判断検討委員会におきまして、非農地判断の実施は妥当であるとの結論に至っていることを申し添えます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、横山 信人 推進委員、松宮 秀治 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 横山 信人 推進委員

非農地となることに特に問題ありません。

○ 松宮 秀治 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては非農地判断を認める決定とします。
続いて2番案件について、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

非農地 2番案件

下矢倉町の場所は、国道8号と中山道が合流する付近、時代劇撮影場所の彦根オープンセットと矢倉川との間の斜面となります。市街化調整区域で農業振興地域外の農地です。

宮田町の場所は、宮田町を流れる小野川より西、宮田町物生山集落からちょうど南方向にある斜面の中です。同じく市街化調整区域で農業振興地域外の農地です。

申請者は平成19年に申請地を相続されましたが、山林化し特に用途も無い当該地を処分することもできず困っていたところ、先日も話に出ましたが、付近の山林購入に応じている●●から非農地判断のことを聞き、今回の申請に至ったものです。

なお、農地判断が認められた後は、高宮町の●●にお譲りされる予定です。

申請地については、ご家族の認識としては山を持っているというものだったそうで、この2筆が農地であるというのは売却を考えて初めて認識されたそうです。

次に、国土地理院の航空写真です。一番古い昭和21年のものです。いずれも当時から山林であると思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、服部 茂樹 推進委員、松宮 秀治 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 服部 茂樹 推進委員

現地は竹林となっており非農地判断しても特に問題ありません。

○ 松宮 秀治 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては非農地判断を認める決定とします。

【土地改良法第3条の申出】

続きまして、議第20号 土地改良法第3条第1項第2号の規定による申出について、を議題として取り上げます。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（若園 副主幹兼係長）

土地改良区の構成員は、1筆1資格者として事業参加資格者が土地改良区の組合員となる強制加入制です。事業参加資格者は、土地改良法第3条の規定に基づいて事業資格者の位置づけが定められていることから、通称「3条資格者」と言われています。

この3条資格者は、原則的に耕作者となります。自作地では所有者であり、貸借地では耕作者となります。ただし、貸借地においても農業委員会の承認を得れば所有者が資格者となることができます。

この度、愛西土地改良区における総代の補充選出のため●●さんが総代に選出されました。総代を務めるにあたり、個人、●●さん自身の3条資格者が必要になったことから、●●から●●さんに3条資格者を移すための申出となります。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、月田 晴男 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 月田 晴男 委員

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては承認とします。

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

報告第 9 号 農地賃貸借の解約通知報告 今月は 9 件

報告第 10 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出報告 今月は 15 件

報告第 11 号 農地使用変更届出報告 今月は 2 件

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。

続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

局専報告第 13 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出報告
件数は 1 件 面積は 446 m²です。

局専報告第 14 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出報告
件数は 4 件 面積は 1,934 m²です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。質問が無ければ局長専決報告事項の報告については終わります。

それでは、慎重に審議いただきありがとうございました。これをもちまして、月定期総会を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。